

足立区

「口利き」記録、公表へ 贈収賄事件 再発防止策 不正通報制度も新設

足立区の区民保護所の管

理運営業務注をめぐる汚職事件を受けて設置された調査特別委員会が2日開かれ、区側から再発防止策が示された。議員を含めた外部からの「口利き」の記録・公表や、不正行為を弁護士などの公益監察員に通報できる制度の新設が柱。区側は「区政の信頼回復に向けた一歩」と話している。

再発防止策のうち、「口利きの記録・公表については、区議会内でもかかわるため、区議会内でさらに検討する。区の提案によると、記録の対象とするのは、入札や契約、指定管理者の選定、公有財産の取得や活用、職員

の人事などに関する働きかけ。外部からの要望の内容と、区がどのように対応したかを文書に残し、情報公開請求があった場合には

開示する。今回の事件では、元地域振興部長が収賄側の元区議から迫られ、業者の選定基準表などを漏らしていたが、こうした利権が絡む業務については、外部の不当な介入をけん制しようという狙い。区議会では「拒否することほできない」という意見が大勢を占めているが、一部の議員からは「地元

の業者と区をつなぐのは議員の仕事の一部。いちいち記録するのはおかしい」「相手との信用問題にかかわる」などと反発も出ているという。

一方、法令の違反など不正行為があった場合に、弁護士や公認会計士の資格を持つ公益監察員に通報する公益通報制度は来年4月から施行される予定。内部からの通報は、公益監察員

と新設されるコンプライアンス推進室で調査するほか、区内の企業の不正な行為についても区民の声相談を通じて所管課が対応しているため、「名前を出し

ただ、「無用な中傷を避けるため」(総務課)として原則実名での通報としていたため、

「名前を出してまで通報する人がいるだろうか。制度を作っても絵に描いたモチにならないか」と指摘する意見もあった。

江東版

江東支局
墨田区江東橋
2の13の4

てまで通報する人がいるだろうか。制度を作っても絵に描いたモチにならないか」と指摘する意見もあった。